

## ～ マイナンバー制度 ～

今月はマイナンバー制度を取り上げてみたいと思います。実務レベルでの詳細は追ってお知らせしていくこととしまして、今月はこの制度の概要を簡単にご説明します。

《マイナンバーとは?》 住民票を保有する全員に対して指定する12ケタの唯一の個人番号 国や地方自治体で社会保障、税、災害分野の3分野で個人情報と紐付け情報の管理を効率的に行うためのもの マイポータルサイトによるねんきん定期便のような政府からの情報を受信したりできるインターネット上の補完機能付き

この制度により同一人物の個人情報が他機関との間で連携されるようになります。(個人番号の利用範囲は下表参照。) 社労士業務での例として、マイナンバーをキーに協会けんぽ等と国税が情報連携して健康保険の扶養認定のための課税証明の添付書類の提出が不要になる等が考えられます。平成27年10月には全国民にマイナンバーの通知が開始される予定です。

事業主様が従業員様からマイナンバーを取得する際にすべきことは、本人に利用目的・範囲を明示することと、本人確認です。特にマイナンバーの本人確認については国が定める方法によって行なう必要があります。番号の管理に関しても、マイナ

ンバーを含む情報は1件でも漏えいした場合は罰則規定が科せられる可能性があります。また、利用目的をあとから追加することはできませんので、取得時に複数の利用範囲をまとめて明示しましょう。

労働社会保険に関する各種届出用紙の変更や弊社とお客様間の連絡フォーマットの見直しにより、貴社にもご協力いただくことがあるかと思いますが、その際はよろしくお願致します。(内閣官房・内閣府マイナンバー概算資料より抜粋)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

### 個人番号の利用範囲

		⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。	別表第一(第9条関係)
社会 保障 分野	年金分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務</li> <li>○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務</li> <li>○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務</li> <li>○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務</li> </ul>	等
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。	
	福祉・医療その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務</li> <li>○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務</li> </ul>	等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務</li> <li>○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務</li> <li>○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務</li> <li>○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務</li> <li>○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務</li> <li>○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</li> <li>○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</li> <li>○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務</li> <li>○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務</li> </ul>	等
	税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調査等に記載。当局の内部事務等に利用。	
	災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。	
	上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用		12



## 12 月の予定



**労務** 12/1~12/31 11月分の社会保険料の納付

**労務** 賞与支払から5日以内 賞与支払届の提出

**税務** 12/1~12/10 11月分の源泉所得税額・特別徴収住民税額の納付

**給与計算** 年末調整事務



社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

記事担当：菊地

誠に勝手ながら、12/30~1/2までの間、年末年始の休業とさせていただきます。ご不便おかけしますがよろしくお願い致します。